

体罰によらない子育ての推進について (厚労省が「ドライン」に基づき県が作成)

1 体罰禁止に向けた動き

- 1979年 スウェーデンで世界で初めて体罰禁止を法定化
 1990年 児童の権利に関する条約(1994年日本批准)
 …あらゆる形態の身体的・精神的な暴力や不当な取り扱い等からの児童の保護
 2019年6月 児童福祉法等改正(成立・公布)
 …親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならない

2 しつけと体罰

しつけ…子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為

○たとえしつけのためだと親が思っても、**身体に何らかの苦痛を引き起こす、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)**である場合は、**どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止される**

○**親以外の監護・教育をする権利を持たない者を含む全ての人について、体罰は許されない**

体罰の例

- ・言葉で注意しても言うことを聞かないので、頬を叩く
- ・長時間正座をさせる ・宿題をしないので、夕ご飯を与えない

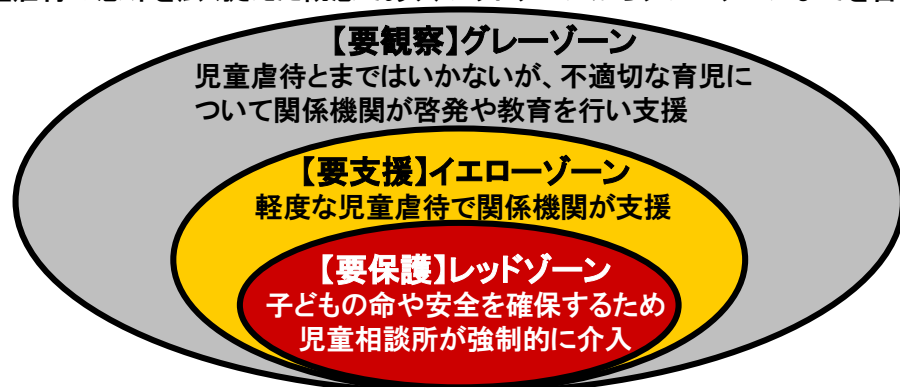
体罰に該当しない例

- ・罰を与えることを目的としない、子どもを保護するための行為(道に飛びだしそうな子どもの手をつかむ)
- ・第三者に被害を及ぼすような行為を制止する(他の子どもに暴力を振るうのを制止する)

3 体罰等が子どもに与える悪影響

マルトリートメント(大人の子どもへの不適切な関わり)

児童虐待の意味を広く捉えた概念であり、レッドゾーンからグレーゾーンまでを含めたもの



- 体罰等が**子どもの成長・発達に悪影響を与える**ことは科学的にも明らかになっており、体罰等が繰り返されると、**心身に様々な悪影響が生じる**可能性がある
- 初めは軽く叩く程度(グレーゾーン)でも、子どもが痛みを受けることに順応する可能性があり、同じ効果を得るために暴力がエスカレートしていき、気づいた時には**虐待(レッドゾーン)**に発展することも考えられる
- 体罰以外の子どもの心を傷つけ権利を侵害する行為
怒鳴りつける・子どもの心を傷つける暴言・けなす・辱める・笑いものにする

4 体罰等によらない子育てのために

(1)子どもとの関わりの工夫

- ・子どもの**気持ちや考えに耳を傾ける**
- ・「言うことを聞かない」にも色々ある
- ・子どもの成長・発達によっても異なる
- ・子どもの状況に応じて、**身の回りの環境を整えてみる**
- ・注意の方向を変えたり、**子どものやる気に働きかけてみる**
- ・肯定文で分かりやすく、時には一緒に、お手本に
- ・良いこと、できていることを**具体的に褒める**

保護者の気を引きたい 子どもなりに考えがある
 言われていることを子どもが理解できていない
 体調が悪い 等

×走らないで! ○ここでは歩いてね

(2)保護者自身の工夫

- ・子育てや子育て以外でストレスが溜まり否定的な感情が生じたときは、**まずはそういう気持ちに気づき、認める**
- ・深呼吸して気持ちを落ち着けたり、気分転換するなど少しでも**ストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つける**
- ・時には**保護者自身が休む**ことも大切

5 子育ては色々な人の力と共に

子どもと関わる中で様々な工夫をしても、上手くいかないこともあるが、そのような時は周囲の力を借りると解決することもある

- ▶市町村等が提供している子育て支援サービスを積極的に活用
 - ・児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いち・はや・く)」
 - 児童相談所相談専用ダイヤル「0570-783-189(なやみ・いち・はや・く)」
 - ・乳幼児検診等の検診時や乳幼児全戸訪問等の機会に相談
 - ・地域子育て支援拠点の利用

地域子育て支援拠点

…市町村が公共施設や保育所等の地域の身近な場所で実施している事業。
 子育てひろばや子育て支援センターとも呼ばれ、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や相談できる場として提供している

- ▶保護者だけで抱え込まないように**声かけや支援を行い、周りが連携をして、社会全体で支えていく**ことが必要

